

社会福祉法人青山会 （幼保連携型認定こども園）青山保育園運営規程

（施設の目的）

第1条 青山保育園（以下、「本園」という。）は、本園の教育保育理念及び方針を基に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市長令第24号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を整備して、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条 乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、その提供に当たっては、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めるものとする。

2 保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 青山保育園
- (2) 所在地 名古屋市守山区青山台628番地18

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）を踏まえ、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 教育・保育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他教育・保育にかかる行事等
- (4) 障害児保育
- (5) 産休あけ保育
- (6) 延長保育事業

- (7) 一時預かり事業（幼稚園型）
- (8) 子育て支援事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（常勤職員）

園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- (2) 副園長 1名（常勤職員）

副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務を整理・処理するとともに、必要に応じて園児の教育及び保育を行う。

- (3) 主幹保育教諭 1名（常勤職員）

主幹保育教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の教育及び保育を行う。

- (4) 指導保育教諭 4名（常勤職員）

指導保育教諭は、園児の教育及び保育を行うとともに、保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

- (5) 保育教諭 18名（常勤職員9名、非常勤職員9名）

保育教諭は、園児の教育及び保育を行う。

- (6) 保育従事者 必要数（常勤職員又は非常勤職員）

保育従事者は、本園における乳児及び幼児並びに障害のある又はその可能性がある園児の保育業務を補佐する。

- (7) 調理員 4名（常勤職員又は非常勤職員4名）

- ・管理栄養士又は栄養士は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の栄養の指導及び管理を行うとともに、本園における調理業務を行う。
- ・調理員は、本園における調理業務を行う。

- (8) 事務長 1名（常勤職員）

園長を補佐し、命を受けて園務を整理・処理するとともに、必要に応じて園児の教育及び保育の事務に従事する。

- (9) 講師（保育顧問） 1名（非常勤職員）

講師は、専門性に特化して、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

- (10) 学校医 1名（嘱託）

- (11) 学校歯科医 1名（嘱託）

- (12) 学校薬剤師 1名（嘱託）

- (13) 特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

- (14) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(教育及び保育を提供する日)

第6条 教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）及び12月29日から1月3日まで
- (2) 本園が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業
- (3) その他園長が必要と認めた日

2 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(教育及び保育を提供する時間)

第7条 教育を提供する時間は、10時00分から15時00分とする。

- (2) 教育を提供する時間は、前述の「(施設の目的)第1条 本園は、本園の教育保育理念及び方針を基に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う」ことを鑑み、第1号と第2号の子どもを、分け隔てなく、合同で行う。

2 保育を提供する時間は、次のとおりとする。（第1号も同様である。）

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。（保育短時間認定を受けた保護者は、短時間延長保育終了後、19時30分までの範囲において、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を受けることができる。）
- (3) 年少の組（みかん組）における教育保育時間で、給食終了後から15時00分までの範囲内で、午睡時間を設定する期間を設ける。

(利用者負担額等の受領)

第8条 本園は、教育及び保育を提供した際は、園児の保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 1 本園は、国又は所管行政の制度・規程を遵守し、利用者負担額を変更することがある。
- 2 本園は、前項の支払を受ける額のほか、別表に掲げる教育・保育において提供される便宜に要する費用及び教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を利用乳幼児の保護者から受けることができるものとする。
- 3 本園は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。但し、銀行口座振替又は振込による支払いは、領収書交付を省略できる。
- 4 本園は、第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに園児の保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、園児の保護者に対して説明を行うものとする。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども 7人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども 78人
- (3) 法第19条第1項第3号の子どものうち、3月31日時に満1歳以上の子ども 45人
- (4) 法第19条第1項第3号の子どものうち、3月31日時に満1歳未満の子ども 18人

(教育の利用開始、終了に関する事項)

第10条 支給認定を受けた保護者で、現に監護している幼児について教育の利用をしようとするものは、必要な添付書類とともに、入園願書を所定の期日までに園長に提出するものとする。

- 2 教育の利用の申込みがあった幼児の数が前条1号に掲げる定員を超える場合にあっては、園長及び保育教諭面接の方法により、入園児の選考を行うものとする。
- 3 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる教育の提供を終了することとする。
 - (1) 園児の保護者が利用の基準に該当しなくなったとき。
 - (2) 保護者が基本利用料（利用者負担額）の支払いを遅延した場合で、事業者が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合。ただし、市町村が代行徴収を行っている場合を除きます。
 - (3) 本園にて協力関係が築けるよう再三取り組んだにも関わらず、保護者の行為が他の

保護者・園児又は本園の職員へ重大な悪影響がある場合

(4) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(保育の利用開始、終了に関する事項)

第 11 条 支給認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

2 保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、事務所長が、名古屋市長が定める基準により調整を行うものとする。

3 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

(1) 園児が小学校へ就学したとき。

(2) 園児の保護者が、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に基づく支給認定を受けられなくなったとき。

(3) 保護者が基本利用料（利用者負担額）の支払いを遅延した場合で、事業者が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合。ただし、市町村が代行徴収を行っている場合を除きます。

(4) 本園にて協力関係が築けるよう再三取り組んだにも関わらず、保護者の行為が他の保護者・園児又は本園の職員へ重大な悪影響がある場合

(5) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 12 条 本園は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由が無ければ、これを拒まないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 13 条 本園は法第 42 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第 14 条 本園の職員は、現に教育及び保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、

それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第16条 本園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第18条 本園は、その提供した教育及び保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第19条 本園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育及び保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した教育及び保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」第19条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第20条 本園は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【別 表】平成30年度改正

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3歳以上児にかかる主食費	本園は3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免される。	月額1,000円
その他、教育・保育において提供される便宜に要する費用または教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価のうち、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの。		

2 延長保育にかかる利用者負担

① - a 標準時間利用の場合

項目	区分	金額
延長保育利用料 C4階層以上 (40,800円以上)	月極(18:31~19:00)	月額 1,000円
	月極(18:31~19:30)	月額 2,000円
	1日(18:31~19:00)	日額 100円
	1日(18:31~19:30)	日額 200円
	19:30以降	30分毎1,000円
おやつ代実費相当額		上記金額に含む

① - b 標準時間利用の場合

項目	区分	金額
延長保育利用料 A、B階層 C4階層未満 (40,800円未満)	月極(18:31~19:00)	月額 1,000円
	月極(18:31~19:30)	月額 1,000円
	1日(18:31~19:00)	日額 50円
	1日(18:31~19:30)	日額 50円
	19:30以降	30分毎1,000円
おやつ代実費相当額		上記金額に含む

※ 所得割額：1月から8月までにあつては、前年度分

※ A、B階層の金額はおやつ代のみとなります。

② - a 短時間利用の場合

項目	区分	金額
延長保育利用料 C 4 階層以上 (40,800円以上)	1日(7:30~8:30・16:31~18:30)	日額 100円
	1日(18:31~19:00)	日額 100円
	1日(18:31~19:30)	日額 200円
	19:30以降	30分毎1,000円
おやつ代実費相当額(18:31経過後)		上記金額に含む

② - b 短時間利用の場合

項目	区分	金額
延長保育利用料 A、B階層 C 4 階層未満 (40,800円未満)	1日(7:30~8:30・16:31~18:30)	日額 0円
	1日(18:31~19:00)	日額 50円
	1日(18:31~19:30)	日額 50円
	19:30以降	30分毎1,000円
おやつ代実費相当額(18:31経過後)		上記金額に含む

※A、B階層の金額はおやつ代のみとなります。

3 公益社団法人全国私立保育園連盟有限会社ゼンポ(指定代理店)

園賠償責任保険給付制度にかかる利用者負担

区分	利用者負担額
A階層、B階層	0円(本園負担)
C階層	0円(本園負担)